

リック火災共済規則

第1条（趣旨）

この規則は、日産労連リック規程（以下「リック規程」という）第2条（事業内容）および第3条（規則の設置）に基づいて定める。

第2条（目的）

会員の家屋や家財が、火災および自然災害などにより損害を被ったとき、会員の相互扶助により救済をはかることを目的とする。

第3条（加入の資格）

この規則に定める加入資格者は、リック規程第4条（会員）に定める会員とする。ただし、加入については会員の任意とする。

第4条（共済契約の対象となるもの）

共済契約の対象は、日本国内にある居住を目的にした家屋、およびその家屋に収容されている家財とする。ただし、契約できる物件は次の各項に該当し、かつその範囲は金銭に見積もることができるものに限る。

1. 会員が居住する家屋で、次の各号に該当するものとする。
 - 1) 会員または会員の家族および二親等以内の親族名義の家屋。
 - 2) 会員またはその家族が賃借契約している他人名義の家屋。ただし、家屋のみの加入はできない。
2. 会員が居住していない家屋で、次の各号に該当するものとする。
 - 1) 会員名義の家屋で、会員と生計を一にする家族が居住する家屋。
 - 2) 会員名義の家屋で、第三者に貸している専用住宅。ただし、家屋のみの契約とする。この場合、複数の貸家を契約できる。
 - 3) 会員の家族および二親等以内の親族名義の家屋で会員が単身赴任した場合の家族が居住している家屋。
 - 4) 会員または会員の家族および二親等以内の親族名義の家屋で、会員または家族が居住する目的で建築中の家屋。ただし家屋のみの契約とする。
3. 会員と生計を一にする家族が居住し、賃借契約している他人名義の家屋。
4. 会員または家族が居住する家屋に収容されている家財。ただし家族が別居している場合も加入できる。
5. ただし2項、3項、4項については会員が現に居住する家屋の、家屋または家財に必ず加入しなければならない。
6. 併用住宅・マンション等区分建物について
 - 1) 店舗・事務所等併用住宅は居住する専用部分のみ。
 - 2) マンション等区分建物については、占有部分のみ。（ベランダは除く）

第5条（共済契約の対象とならないもの）

次に掲げるものは、共済契約の対象とすることはできない。また、家屋面積の計算の基礎とならない。

1. 建物

- 1) 建物の基礎工事部分。
- 2) 居住目的以外の店舗、事務所等の専用家屋。
- 3) 建物に付属するベランダ、テラス、渡り廊下、門、塀、垣根その他の工作物。
- 4) 別棟の物置、納屋、土蔵、車庫その他の付属建物。およびこれらの収容物。
- 5) 空家、別荘。
- 6) 建築中の家屋の建築資材および建築用機器類。
- 7) マンション等の共用部分。

2. 建物以外

- 1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これに準ずるもの。
- 2) 貴金属、宝石などの貴重品および書画骨董、彫刻、刀剣などの美術品。
- 3) 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿その他普通価格を有しないもの。
- 4) 家畜、家きん、庭木その他これに類するもの。
- 5) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これに準ずるもの。
- 6) 自動車、自動二輪（125cc）を超えるもの。

第6条（共済契約の単位）

1. 共済契約の単位は、同一敷地内にあっても一棟の家屋、その一棟の家屋に収容されている家財ごととする。また、規則第4条（共済契約の対象となるもの）に該当するものであれば、複数物件の契約ができる。
2. 同一の家屋および家財について、複数の会員による契約はできない。ただし、家屋の場合、所有者と賃借者による複数契約はこの限りではない。

第7条（契約口数と契約額）

1. 契約の単位は家屋家財ともそれぞれ1口とし、契約額は100万円とする。ただし、契約限度は次の各号による。

1) 家屋

- ①会員および同居する家族・親族名義の家屋の契約は、総床面積16.5平方メートル（5坪）単位で、最高契約口数は40口、契約額は4,000万円までとする。また、家屋の大きさによる契約限度は、加入基準1.「家屋」の通りとする。
- ②賃借している他人名義の家屋契約は、最高契約口数は10口、契約額は1,000万円までとする。また、家屋の大きさによる契約限度は、加入基準1.「家屋」の通りとする。

2) 家財

家財の契約は、居住している家族人数1名の場合、最高契約口数は4口、契約額は400

万円までとし、2名以上の場合、最高契約口数は10口、契約額は1,000万円までとする。

2. 共済期間中に契約口数の変更はできない。

第8条（共済契約の申込み）

1. 新規加入は随時受け付ける。
2. 共済契約の契約口数変更および解約の受け付けは年1回とする。
3. 次の事由が発生した場合、増口、契約内容の変更を随時受け付ける。
会員名義の住宅を新築、購入、あるいは改築、転居等により契約口数を変更する場合、あるいは契約条件が変わった場合。
4. 新規加入の場合、所定の申込書に必要事項を記入し指定の期日までに、加盟組合を通じてリック局に申込みをしなければならない。

第9条（共済契約の発効日と契約期間）

共済契約の発効日は1月1日とし、契約期間は1月1日午前0時から12月31日24時までの1年間とする。

第10条（共済契約の成立）

加入申込みを受け付けた共済契約は、規則第14条（共済掛金）に定める掛金相当額が、指定された日までにリック局に納入されることによって成立する。

第11条（共済契約の自動継続）

毎年の契約更新時に、契約内容変更の意思表示がない場合は、共済契約は自動継続とする。

第12条（質権の継続）

質権が設定されている共済契約は、毎年の契約更新時に質権も継続するものとする。したがって質権者の承諾なしに、共済契約の解約・減口をすることはできない。

第13条（加入者証の交付）

共済契約が成立した場合、共済契約者に対し加入者証を交付する。

第14条（共済掛金）

1. 共済掛金の額は、契約1口について
木造構造は年額600円、鉄骨・耐火構造は年額300円、マンション構造は年額240円とする。
2. 共済掛金は1年ごとの掛け捨てとする。
3. 共済掛金の納入方法は、次の各号を選択できるものとする。
 - 1) 半年払い

年間掛金を前期と後期の年2回に分け、6ヶ月分を一括して契約者の登録口座から引き落としとする。引き落とし時期は前期が1月とし1月1日から6月30日までの分、後期が

7月とし7月1日から12月31日までの分とする。ただし指定された期日に引き落としができなかった場合、2回目以降の再引き落とし手数料は契約者負担とする。

2) 月払い

毎月の引き落とし手数料を契約者が負担することにより、年間掛金を12回に分け契約者の登録口座から引き落としとする。この場合、加入している、リック生命共済、3大疾病保障特約保険の掛金も月払いとなる。

4. 納入された共済掛金は返還しない。ただし、リック局で止むを得ないと判断した場合はこの限りではない。

第15条（共済掛金の支払猶予期間）

共済掛金が指定された期日に引き落としできなかった場合、リック局への共済掛金支払猶予期間を設定する。支払猶予期間は引き落とし月の翌々月の末日とする。

第16条（共済掛金支払猶予期間中の契約の取扱）

共済掛金支払猶予期間中にリック局に共済掛金が納入された場合、契約は契約発効日から成立したものとして取り扱う。

第17条（共済金給付の事由）

1. 共済金の給付対象となる事由は、以下の各号に示す原因で契約物件が損害を被り、かつ、消防署、警察署および自治体などの公的機関、または専門の業者、審査員によって損害を被ったことが証明されたものとする。

- 1) 火災
- 2) 火災に準じた災害
- 3) 自然災害（地震災害を除く）
- 4) 地震災害
- 5) 床上浸水災害
- 6) その他の事由

- (1) 持ち出し家財被災見舞金
- (2) 失火見舞金
- (3) 漏水見舞金
- (4) 住宅災害死亡見舞金
- (5) 水道管凍結修理費用共済金
- (6) バルコニー等修繕費用共済金
- (7) 付属建物等風水害共済金

ただし会員またはその家族が賃借している他人名義の家屋の損害は、賃借契約している会員または家族の貸主に対する損害賠償が確定したときとする。

2. 前項に該当しないもので中央執行委員会が特に認めたもの。

第18条（共済金の給付対象）

共済金の給付対象となるものは、共済契約した家屋およびその家屋に收容されている家財とする。

第19条（共済金給付の対象とする付属物件）

次の各項に示す原因で、同一敷地内にある付属物件が損害を被った場合、共済金給付の対象とする。

1. 火災または火災災害に準じた災害

- 1) 別棟の浴室・炊事場、日常生活用品が收容されている物置、納屋、土蔵および車庫等の付属建物。
- 2) ベランダ、テラスなどの付属設備。
- 3) 門、塀、垣根その他の工作物。ただし、生け垣は対象外とする。

2. 自然災害および地震災害。

- 1) 別棟の浴室・炊事場などの付属建物。
- 2) ベランダ、テラスなどの付属設備。

第20条（共済金の給付申請手続き）

1. 共済金を給付請求する場合の申請者は、契約者本人とする。ただし、契約者が死亡または障害等で申請できない場合は、規則第21条（共済金受取人の範囲および順位）に定める受取人とする。
2. 共済金の給付申請者は加盟組合に連絡するとともに、損害認定のための審査を受けなければならない。
3. 申請者は審査終了後、所定の申請書、罹災証明書、写真など申請に必要な書類を、全労済に提出しなければならない。

第21条（共済金の受取人の範囲および順位）

共済金の受取人の範囲および順位は次の各項に掲げる通りとする。

1. 契約者
2. 契約者の配偶者
3. 契約者の子供
4. 契約者の両親
5. 契約者の孫
6. 契約者の祖父母
7. 契約者の兄弟姉妹

第22条（審査ならびに損害額の認定）

1. 災害状況の審査および損害額の認定は、別に定める火災共済認定基準に基づいておこ

なう。なお、共済契約者から認定に必要な書類の提出を求めることができる。

2. 審査に当たっては、加盟組合は共済契約者を含め三者で必要な対応をしなければならない。
3. リック局は、給付対象と認めた場合はその旨を、また給付対象外と認めた場合はその旨を、申請者に通知しなければならない。

第23条（共済金の決定と給付方法）

1. 共済金は損害認定額をもとに、別に定めるリック火災共済の給付基準に基づき決定する。
2. 共済金の給付方法は、リック局が受取人の登録口座に振り込むものとする。

第24条（共済金の弁済）

共済金の給付後、規則第25条（共済金を給付しない場合）に掲げる事実が発覚した場合は、すでに給付した共済金を弁済させることができる。

第25条（共済金を給付しない場合）

次の各項に掲げる事実が判明した場合は、共済金を給付しない。

1. 共済契約者または物件の所有者の故意により共済事由が発生したとき。
2. 共済契約者が、火災共済申込書および共済金給付申請書ならびに必要な添付書類に故意に不実のことを記載または書類を偽造、変造したとき。
3. 共済契約者または物件の所有者の犯罪行為により共済事由が発生したとき。
4. 共済契約者が、正当な事由なく規則第20条（共済金の給付申請手続き）2項の規定による災害調査を拒みまたは妨げたとき、もしくは必要とする書類の提出を拒んだとき。
5. 共済契約者が、第三者の責による損害を受け、その損害額の弁償を受けたとき、または第三者が補償したとき。ただし、弁償額または補償額が損害額に満たない場合は、その差額を給付する。
6. 共済金の給付を受けた後、対象となった損害箇所を修復前に、再度共済給付事由が発生したとき。ただし、損害が拡大した場合は差額を給付する。
7. 会費および共済掛金が指定日もしくは支払猶予期間を経過しても納入されないとき。

第26条（共済金請求の時効）

1. 共済事由が発生した日から3年以内に共済金の給付申請をおこなわないときは、その請求権を失う。
2. 前1項の規定にかかわらず、共済金請求権が時効により消滅した場合であっても、次のすべてを満たし、リック局が特に認めたときには、共済金支払の対象とする。
 - 1) 共済金の請求に必要な書類（公的証明等）をすべて提出できること。
 - 2) 共済金の支払い可否判断に支障（共済の目的の共済事故の発生状況が確認できない等）がないこと。

第27条（共済金の給付制限）

1. 大規模な自然災害が発生し、共済金が火災共済会計の支払い準備金の支払能力を超える可能性がある場合は、中央執行委員会でその範囲内に給付を制限することができる。
2. 前項により給付制限をした場合には、その直後におこなわれる中央委員会の承認を得なければならない。
3. 大規模な自然災害の支払い準備金は、火災共済会計剰余金の60%を上限とする。

第28条（他保険、他共済等との分担払い）

他保険、他共済と重複して加入している場合、共済金の分担払いを行う。

第29条（通知義務）

共済期間中に次の事由が発生した場合、共済契約者はその事由発生した日から30日以内に、所定の内容変更届に変更事由を記入して、加盟組合を通じてリック局に届出なければならない。

1. 出向、転勤または転居などにより、現住所および契約物件の所在地が変わったとき。
2. 契約物件の所有権移転、または売却により、権利譲渡がおこなわれたとき。
3. 契約物件を解体、貸家にしたとき、または空き家になったとき。
4. 契約物件を増改築し家屋面積が変わったとき。
5. 契約物件の居住人数が変わったとき。

第30条（罹災後の共済契約の存続）

共済期間中に罹災し、共済金の給付をおこなわれても共済契約は存続し、契約内容は継続するものとする。ただし、以後の契約および共済金は、細則第7条（共済契約の特例）3項（1）（2）（3）号の内容による。

第31条（共済契約の無効）

1. 契約の申込みから共済発効日までに、次の各号のいずれかに該当するときは、共済契約は無効とする。この場合、既に納入された該当期の掛金は返還する。
 - 1) 契約者が死亡したとき。
 - 2) 契約者が規則第3条（加入の資格）に規定する加入資格を喪失していたとき。
 - 3) 共済対象物件が譲渡、売却、解体、焼失などでなくなったとき。
 - 4) 空き家となったとき。ただし、細則第7条（共済契約の特例）2項に該当するものを除く。
2. 加入基準に規定する加入限度以上の契約をしていたとき、その加入限度を超えた部分の契約口数を無効とする。

第32条（共済契約の失効）

共済掛金の支払の猶予期間内に会費および共済掛金がリック局に納入できなかった場合、掛金納入期間をもって共済契約は失効する。また、失効した場合は該当年および翌年の契約はできないものとする。

第33条（共済契約の消滅）

共済契約期間中において、次の各号のいずれかに該当した場合は、事由発生した時点で契約物件の共済契約は消滅する。

ただし、契約を現に会員が居住する住宅に移動することができる。

また、契約口数は移動後の住宅の加入限度内とする。共済契約が消滅した場合、該当期の掛金は返還しない。

- 1) 契約物件を譲渡または売却したとき。
- 2) 契約物件を解体したとき。
- 3) 契約物件が空き家となったとき。

第34条（共済契約の解約）

1. 共済契約期間の途中において、共済契約を解約することはできない。
2. 次の各号に該当したとき、共済掛金納入期間をもって、共済契約は解約とする。

共済契約が解除となった場合、該当期の掛金は返還しない。

- 1) 契約者が死亡したとき。ただし、残余期間分の共済契約は規則第21条（共済給付金受取人の範囲および順位）に規定する共済金の受取人に引き継がれるものとする。
- 2) 契約者が会員の資格を喪失したとき。

第35条（共済契約の解除）

1. 共済契約期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、共済金の給付事由が発生した後でも、加入時に遡って契約を解除する。
ただし、事実が判明するまでに共済金が支払われていたときは、共済金受取人は支払われた共済金をリック局に返還しなければならない。
共済契約を解除された場合、既に支払われた掛金は返還しない。
- 1) 規則第4条（共済契約の対象となるもの）に規定する以外の物件を契約したことが判明したとき。
- 2) 契約者の詐欺行為により共済契約が締結されたとき。前1項の事由が判明し契約を解除する場合、リック局は契約者に対し書面によって通知しなければならない。

第36条（異議申立ておよび再審査の請求）

1. 共済金の給付を受けた者が給付内容に疑義があるとき、もしくは給付の対象外であることの通知を受けたときは、リック局に対して異議申立ておよび再審査を請求することができる。
2. 異議申立ておよび再審査請求は、共済金に関する内容を知った日から60日以内に書面をもっておこなうものとし、それを経過したときは請求権を失うものとする。

第37条（再審査）

リック局が異議申立ておよび再審査の請求を受けたときは、中央執行委員会は遅滞なく申立て

事項について再審査をおこない、審査経過ならびに採否の決定を申請者に書面で通知しなければならない。

第38条（会計の性格）

この会計はリック規程第5条（会計）による事業会計として管理する。

第39条（運営管理費用）

1. 火災共済の運営にともなう諸経費ならびに管理費用は、火災共済会計より支出する。
2. 提携にともない発生する収入および費用については、全て火災共済会計に繰り入れて運用する。

第40条（規則の改廃）

この規則の改廃は、中央委員会の議決を経て行うものとする。但し、必要な場合は中央委員会までの間について中央執行委員会の承認を得て施行することが出来る。

第41条（細則の設置）

この規則に必要な細則は別に定める。

第42条（施行時期）

1. この規則は 1976 年 1 月 1 日（昭和 51 年）から実施する。
2. 1978 年 7 月 1 日（昭和 53 年）改定
3. 1979 年 3 月 1 日（昭和 54 年）改定
4. 1982 年 7 月 1 日（昭和 57 年）改定
5. 1983 年 7 月 1 日（昭和 58 年）改定
6. 1985 年 12 月 10 日（昭和 60 年）

自動車労連共済組合の創設に伴い制定された共済組合同約に基づいて、1986 年 1 月 1 日（昭和 61 年）より改定実施する。（経過措置）

この規則による初年度会計期間は、1986 年 1 月 1 日（昭和 61 年）より 1986 年 6 月末（昭和 61 年）までとする。

7. 1988 年 1 月 1 日（昭和 63 年）改定
8. 1989 年 1 月 1 日（昭和 64 年）改定
（自動車労連から日産労連に名称変更）
9. 1990 年 1 月 1 日（平成 2 年）改定
10. 1992 年 1 月 1 日（平成 4 年）改定
11. 1992 年 12 月 11 日（平成 4 年）

日産労連リック事業部の創設にともない施行された、リック事業部規約に基づいて、1993 年 1 月 1 日（平成 5 年）より改定実施する。

12. 1994 年 1 月 1 日（平成 6 年）改定

13. 1996年1月1日（平成8年）改定
14. 1997年1月1日（平成9年）改定
15. 2000年1月1日（平成12年）改定
16. 2001年7月1日（平成13年）改定
17. 2003年1月1日（平成15年）改定
18. 2004年1月1日（平成16年）改定
19. 2005年7月12日（平成17年）改定（リック事業部の解散による変更）
20. 2008年1月1日（平成20年）改定
21. 2009年1月1日（平成21年）改定
22. 2010年4月1日（平成22年）改定
23. 2011年1月1日（平成23年）改定
24. 2014年10月1日（平成26年）改定
25. 2016年1月1日（平成28年）改定
26. 2016年3月1日（平成28年）改定

リック火災共済 加入基準

1. 家屋

(1) 規則第7条（契約口数と契約額）1項に定める家屋の大きさによる加入限度口数は以下の通りとする。

(2) 家屋の大きさは総床面積とする。

(3) 被災後、修復されていない場合、新規加入及び増口は出来ない。

家屋面積		限度口数	契約口数	契約額 (万円)	木造構造 年額 (円)	鉄骨・耐火構造 年額 (円)	マンション構造 年額 (円)
16.5 m ² 未満	5 坪 未満	4 口	1 口	100	600	300	240
			2 口	200	1,200	600	480
			3 口	300	1,800	900	720
			4 口	400	2,400	1,200	960
33.0 m ² 未満	10 坪 未満	8 口	5 口	500	3,000	1,500	1,200
			6 口	600	3,600	1,800	1,440
			7 口	700	4,200	2,100	1,680
			8 口	800	4,800	2,400	1,920
49.5 m ² 未満	15 坪 未満	12 口	9 口	900	5,400	2,700	2,160
			10 口	1,000	6,000	3,000	2,400
			11 口	1,100	6,600	3,300	2,640
			12 口	1,200	7,200	3,600	2,880
66.0 m ² 未満	20 坪 未満	16 口	13 口	1,300	7,800	3,900	3,120
			14 口	1,400	8,400	4,200	3,360
			15 口	1,500	9,000	4,500	3,600
			16 口	1,600	9,600	4,800	3,840
82.5 m ² 未満	25 坪 未満	20 口	17 口	1,700	10,200	5,100	4,080
			18 口	1,800	10,800	5,400	4,320
			19 口	1,900	11,400	5,700	4,560
			20 口	2,000	12,000	6,000	4,800
99.0 m ² 未満	30 坪 未満	24 口	21 口	2,100	12,600	6,300	5,040
			22 口	2,200	13,200	6,600	5,280
			23 口	2,300	13,800	6,900	5,520
			24 口	2,400	14,400	7,200	5,760
115.5 m ² 未満	35 坪 未満	28 口	25 口	2,500	15,000	7,500	6,000
			26 口	2,600	15,600	7,800	6,240
			27 口	2,700	16,200	8,100	6,480
			28 口	2,800	16,800	8,400	6,720
132.0 m ² 未満	40 坪 未満	32 口	29 口	2,900	17,400	8,700	6,960
			30 口	3,000	18,000	9,000	7,200
			31 口	3,100	18,600	9,300	7,440
			32 口	3,200	19,200	9,600	7,680
148.5 m ² 未満	45 坪 未満	36 口	33 口	3,300	19,800	9,900	7,920
			34 口	3,400	20,400	10,200	8,160
			35 口	3,500	21,000	10,500	8,400
			36 口	3,600	21,600	10,800	8,640
148.5 m ² 以上	45 坪 以上	40 口	37 口	3,700	22,200	11,100	8,880
			38 口	3,800	22,800	11,400	9,120
			39 口	3,900	23,400	11,700	9,360
			40 口	4,000	24,000	12,000	9,600

2. 家財

- (1) 居住する家族人数が1人の場合、1口から4口とする。
- (2) 居住する家族人数が2人以上の場合、1口から10口とする。
- (3) 被災後、修復されていない場合、新規加入及び増口は出来ない。

居住人数		限度 口数	契約額 (万円)	木造構造 年額 (円)	鉄骨・耐火構造 年額 (円)	マンション構造 年額 (円)
1人	1口		100	600	300	240
	2口		200	1,200	600	480
	3口		300	1,800	900	720
	4口		400	2,400	1,200	960
2人以上	5口		500	3,000	1,500	1,200
	6口		600	3,600	1,800	1,440
	7口		700	4,200	2,100	1,680
	8口		800	4,800	2,400	1,920
	9口		900	5,400	2,700	2,160
	10口		1,000	6,000	3,000	2,400

リック火災共済 認定基準

規則第 22 条（審査ならびに損害の認定）に定める火災共済の認定は次の通りとする。

また、共済金の給付対象となる事由は規則第 17 条（共済金給付の事由）、給付対象は規則第 18 条（共済金の給付対象）、規則第 19 条（共済金給付の対象とする付属物件）に示すものとする。

1. 火災または火災災害に準じた災害として認定

1) 火災

- ①火災により生じた焼失、焼損および汚損。
- ②消防作業による冠水および破壊処分による損害。
- ③焼失、焼損部分の修復のために、その周辺の取り壊しによって生じた損害。
- ④火災により、避難および家財搬出の際に生じた損害。

2) 落雷

- ①落雷による異常電流によって生じた電気器具などの損害。
- ②落雷で樹木などが倒れたことによる損害。ただし、樹木などの損害は給付の対象から除く。

3) 破裂・爆発

気体または薬品などの破裂または爆発による損害。

4) 車輛の飛び込み、車輛からの積載物の落下。ただし、次の理由による損害は給付の対象から除く。

- ①故意、過失の如何を問わず契約者またはその家族が所有もしくは運転する車輛の衝突、接触、およびその車輛からの積載物の落下により生じた損害。
- ②車輛の運行の際に生じた汚水などの飛散による損害。
- ③積載物の積み下ろし、積み込み中に生じた損害。

5) 航空機の墜落、航空機からの物体の落下による災害。

6) 同一建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故による水漏れ。

7) 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故による水漏れ。ただし、給排水設備の欠陥、腐食やサビなど老朽化によるものは給付の対象から除く。

また、マンション構造については、給排水設備以外の洗濯機、食器洗い機、浴槽等の本体に連なる給水、排水管部分のみを給排水設備に含む（ただし、本体そのものは給排水設備に含まない）ものとし、これらにともなう水濡れ損害も対象となる。

8) 突発的な第三者の直接加害行為により生じた損害。ただし、所有者の意思に反して持ち出されたもの、および契約者または契約者の親族が当該事故の発生にかかわった場合の、第三者の直接加害行為による損害は除く。

2. 自然災害（地震災害を除く）としての認定

自然災害（地震を除く）とは、暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れをいう。

共済の目的である建物（従物、付属設備を含む）または共済の目的である家財を収容する建物（従物、付属設備を含む）に風水害等により損害が生じ、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合

ア 建物（従物、付属設備を含む）の損害がある場合。ただし、浸水による損害および建物（従物、付属設備を含む）外部の損壊をとみなさない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除く。

イ 建物が床上浸水をこうむった場合

3. 地震災害としての認定

地震災害とは地震による損壊・火災、津波による損壊、噴火による損壊・火災をいう。

1) 地震を起因とした損壊

全壊および全壊以外で認定する。

2) 地震を起因として発生した火災

全焼および全焼以外で認定する。

ただし、全壊以外で全焼となった場合は全壊・全焼扱いとする。

4. 床上浸水として認定

水害による家屋の一居室の床面以上、畳敷きは荒床面以上に浸水した場合。

ただし、水害による床下浸水は給付の対象から除く。

5. 被災内容の認定

1) 全焼、全壊は家屋の被災程度（焼・破損割合）が70%以上の場合とする。

ただし、家財の大半を持ち出している場合は、家財を全焼または全壊扱いとしない。

2) 全焼以外、全壊以外は家屋の被災程度（焼・破損割合）が70%未満の場合とする。

6. 被災程度（焼・破損割合）の算出方法

1) 家屋の場合

$$\frac{\text{家屋の損害額（再取得価額）} \times 100}{\text{家屋の総再取得価額}}$$

2) 家財の場合

$$\frac{\text{家財の損害額（再取得価額）} \times 100}{\text{家財の総再取得価額}}$$

7. 損害額の確定

損害額の認定損害額は全労済の基準単価表に基づく損害額（調整前再取得価格）をいい、損害を被ったもの、または損害部位を罹災する前と同程度のものにするために必要な標準的な購入価格・修復価格とする。なお建物の価格および家財の総額は全労済の価格基準による。

リック火災共済 給付基準

規則第 23 条(共済金の決定と給付方法)に定める火災共済の給付基準は次の通りとする。
給付金は認定基準により算出された損害額を基に、契約者の契約口数に応じて給付し、1 千円未満の端数は1 千円単位に切り上げる。

1. 火災または火災災害に準じた災害として認定されたものの給付金

	被害の程度	家屋・家財
契約物件・付帯設備	全焼 (70%以上の焼・破損)	契約額の全額を給付する。 (100 万円 × 契約口数)
	全焼以外 (半焼・一部焼) (70%未満の焼・破損)	契約額の範囲内で損害額(再取得価額)を給付する。
	建築中の建物の焼・破損	契約額の範囲内で損害額(再取得価額)を給付する。
付帯建物・付帯工作物	焼・破損	契約額の 10%を限度に損害額(再取得価額)を給付する。10 万円 × 契約口数ただし、家屋の給付金との合計は契約額の範囲内とする。

2. 自然災害(地震災害を除く)として認定されたものの給付金

	被害の程度	家屋・家財
契約物件・付帯設備	全壊 (70%以上の破壊・流出)	契約額の 30%とする。 (30 万円 × 契約口数)
	全壊以外 (半壊・一部壊) (70%未満の破壊・流出)	契約額の 20%を限度に損害額(再取得価額)を給付する。

3-1. 地震災害として認定されたものの給付金

	被害の程度	家屋・家財
契約物件・付帯設備	全 壊 (70%以上の破壊)	契約額の 15%とする。 (15 万円 × 契約口数)
	全壊以外 (半壊・一部壊) (70%未満の破壊)	契約額の 10%を限度に認定された損害額から、家屋・家財それぞれ一律 20 万円を免責した損害額(再取得価額)を給付する。

3-2. 地震災害に起因して火災となった場合の給付金

	被害の程度	家屋・家財
契約物件・付帯設備	全 焼 (70%以上の焼損) (全壊・全壊以外後を含む)	損壊による給付金に1口当たり5万円を付加給付する。ただし、全壊以外で全焼となった場合、全壊の全焼扱いとして給付する。
	全焼以外 (半焼・一部焼) (70%未満の焼損) (全壊以外後を含む)	損壊による給付金に1口当たり1万円を付加給付する。

4. 床上浸水災害として認定されたものの給付金

被害の程度	床上浸水高さ	家屋・家財
床上浸水	40 cm未満	3万円×(家屋+家財)契約口数
	40 cm～ 70 cm未満	5万円×(家屋+家財)契約口数
	70 cm～ 100 cm未満	7万円×(家屋+家財)契約口数
	100 cm～ 150 cm未満	10万円×(家屋+家財)契約口数
	150 cm以上	15万円×(家屋+家財)契約口数

5. 臨時費用給付金災害に対し支払った共済給付金の他に臨時費用として次の額を給付する。

- 1) 火災または火災災害に準じた災害の場合
200万円を限度に、共済給付金の15%
- 2) 自然災害(地震災害を除く)の場合
70万円を限度に、共済給付金の15%
- 3) 地震災害の場合
70万円を限度に、共済給付金の15%

6. 付帯設備の給付

家屋に据え付けられているものは家屋の従物(付帯設備)とみなし、自家、借家を問わず、家屋・家財いずれかに加入していれば契約額の範囲内で給付する。

但し、自家契約で家財のみ加入の場合、火災または火災に準じる災害については給付対象外とする。

7. 共済金給付対象の特例とその給付金

共済給付の対象に次の特例を設定し、共済金を給付する。

ただし、臨時費用は給付しない。

1) 持ち出し家財見舞金

(家財加入者)

旅行、買い物などで一時的に持ち出した家財が、他の建物内において、火災または火災に準じた災害によって損害を被った場合、100万円を限度に損害額または家財契約額の20%のいずれか少ない方の額を給付する。

2) 失火見舞金

(家屋または家財加入者)

契約者が居住している住宅の火災、破裂、爆発によって、契約者が第三者の住宅および家財に被害を及ぼし、謝罪金等を支払った場合、臭気付着以外の被害に支払った額のうち、一世帯当たり40万円を限度とし、総額で100万円または契約額の20%のいずれか少ない方の額を給付する。

3) 漏水見舞金

(家屋または家財加入者でマンション構造のみ)

契約者が居住している住宅の火災、破裂、爆発以外の理由で契約者の建物から発生した漏水により、第三者の住宅および家財に被害を及ぼし、謝罪金を支払った場合、支払った額のうち一世帯当たり15万円を限度とし、総額50万円または契約額の20%のいずれか少ない方の額を給付する。

4) 住宅災害死亡見舞金

(家屋または家財加入者)

共済契約の対象である家屋または家財を収容する家屋で、火災または自然災害により、契約者ならびにその家族が死亡した場合、契約口数にかかわらず一律に次の見舞金を給付する。

ただし、血族および姻族の1親等は、同居、非同居を問わない。また複数の家族が死亡した場合はその人数分を、死亡の原因が直接その災害と結びついていなくとも、それが原因していると診断されたときも給付する。

① 契約者の死亡 50万円

② 契約者の配偶者の死亡 30万円

③ 契約者の血族・姻族1親等の死亡(子供・両親) 10万円

④ 契約者と同居する血族2親等から6親等及び姻族2・3親等の死亡 5万円

5) 水道管凍結修理費用共済金

(家屋加入者)

共済の目的である建物の専用水道管(水管もしくはこれらに類するものを含む)が凍結したことにより当該機器のみが損壊(パッキングのみに生じた損壊を除く)し、これを修理した費用を共済契約関係者が自己の費用で支払った場合、1世帯ごとに10万円を限度に自

己の費用で修理を行った額を給付する。

凍結による損壊の他、建物内部に水濡れ事故が同時に発生している場合、凍結による損壊を含め、「水ぬれ」事故として扱う。この場合、凍結による損壊と水ぬれ事故のいずれも火災等共済金で支払い、水道管凍結修理費用共済金は支払わない。

6) バルコニー等修繕費用共済金

(家屋加入者でマンション構造のみ)

共済の目的である建物のうちバルコニー、玄関扉、窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に、火災等の損害（風水害等、地震等の損害は除く）が生じ、かつその損害につき共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約にもとづく修理費用を共済契約関係者が自己の費用で支払った場合（共済契約者に修繕の義務が生じた場合に限る）、1世帯ごとに30万円を限度に共済契約関係者が自己の費用で修理を行った額を給付する。

7) 付属建物等風水害共済金

(家屋加入者)

家屋加入者について共済の目的である建物のうち、付属工作物・付属建物が風水害（地震等の損害は除く）により10万円を超える損害が生じた場合、1世帯ごとに口数に関わらず一律2万円を給付する。

リック火災共済運営細則

第1条（目的）

この細則は、火災共済規則（以下「規則」という）に定める業務の処理および運営の細部について、規則第41条（細則の設置）に基づいて定める。

第2条（家族および親族の範囲）

1. この規則でいう家族とは、配偶者、会員が扶養する会員の子供および血族・姻族の父母をいう。
2. この規則でいう二親等以内の親族とは、会員と同居している子供、会員または配偶者の父母、孫、祖父母および兄弟姉妹をいう。

第3条（建築中の家屋の取扱い）

この規則でいう建築中の家屋とは、建前終了後のものをいう。

第4条（空家の取扱い）

この規則でいう空家とは、常時居住者がいない家屋をいう。

第5条（併用住宅の取扱い）

併用住宅とは、事務所・店舗その他これに類する用途を兼ねる住宅のことで、次の各項に該当しないものをいう。

契約単位は事務所・店舗その他の部分を含む1棟とする。

ただし、事務所・店舗その他の部分の器具・備品等は補償の対象外とする

1. 事務所・店舗等の部分の面積が、居住部分の面積を超える住宅。
2. 事務所・店舗等の部分の面積が、20坪以上の住宅。
3. その他、簡易宿泊所・工場・作業場・公共施設・娯楽場・料亭等の飲食業を兼ねる住宅。ただし、前1項から3項に該当する場合、居住する専用住宅部分のみ契約できる。

第6条（建物構造区分の定義）

建物構造区分はマンション構造、鉄骨・耐火構造、木造構造の3つの区分とする。

構造区分名称	基準
マンション構造	つぎの1または2のいずれかに該当する建物 1. つぎのいずれかに該当する共同住宅 (1) コンクリート造 (2) コンクリートブロック造 (3) れんが造 (4) 石造 2. 耐火建築物の共同住宅

鉄骨・耐火構造	<p>マンション構造に該当しない建物であってつぎの1から4のいずれかに該当する建物</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. つぎのいずれかに該当する建物 <ol style="list-style-type: none"> (1) コンクリート造 (2) コンクリートブロック造 (3) れんが造 (4) 石造 (5) 土蔵造 (6) 鉄骨造 2. 耐火建築物 3. 準耐火建築物 4. 省令準耐火建物
木造構造	<p>「マンション構造」および「鉄骨・耐火構造」に該当しない建物（マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当することの確認ができない建物を含む。）</p>

上表の用語の定義はそれぞれつぎのとおりとする。

(注1) コンクリート造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）をコンクリート（鉄骨または木材をプレキャストコンクリート板または軽量気泡コンクリート板等で被覆したものは含まない。）で造った建物をいう。

(注2) コンクリートブロック造

コンクリートブロック（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。

なお、鉄骨造および木造の外壁にコンクリートブロックを用いたものは含まない。

(注3) れんが造

れんが（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁にれんがを用いたものは含まない。

(注4) 石造

石材（鉄材補強のものを含む。）を積み重ねて造った建物をいう。なお、鉄骨造および木造の外壁に石材を用いたものは含まない。

(注5) 土蔵造

木造軸組構造に土壁を厚く塗り、防火構造とした建物をいう。

(注6) 鉄骨造

すべての柱（付け柱・飾り柱等を除く。）を鉄骨（コンクリート充填鋼管および鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。）または鋼材を用いて組み立てた建物をいう。

(注7) 耐火建築物

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の2に定めるものをいう。

(注8) 準耐火建築物

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第2条第9号の3に定めるものをいう。

(注9) 省令準耐火建物

勤労者財産形成促進法施行令第三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令（平成19年3月31日厚生労働省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロ（2）に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するものまたは同法人の承認を得たものをいう。

第7条（共済契約の特例）

1. 長期の海外出張および海外駐在で、日本国内にあるリック会員の家屋を他人に貸す場合は、規則第4条（共済契約の対象となるもの）5項の規定にかかわらず契約できるものとする。
2. 共済契約後、出向、転勤などの止むを得ない理由により、一時的に空家にする場合は、将来その家屋に契約者が居住することが明らかで、かつ月に1回以上本人、家族または親族が、契約物件を管理することが可能な場合に限り継続契約できることとする。
3. 共済期間中に契約物件が罹災し一時的に他の住居に移転、もしくは被災物件を再建した場合、共済期間中の扱いは次の通りとする。
 - 1) 一時的に住居を移転した場合は、既に契約している内容を移動することができる。ただし、共済給付金は既に契約している契約額の範囲内で、移動または分割先の加入条件に基づいて給付する。
 - 2) 再建する場合は、再建中の家屋に既に契約している内容を残存することができる。ただし、共済給付金は建築中の建物の加入基準に基づいて給付する。
 - 3) 再建した家屋に移転した場合は、その家屋の大きさ、構造、家族人数に応じて、既に契約している内容を再建された家屋の条件に基づいて移動するものとする。
 - 4) 前各号に該当する事由が生じたときは、その都度「内容変更届」を提出しなければならない。
4. 規則第7条（契約口数と契約額）2項による新規加入、増口、契約内容の変更にともなう取り扱いは次の各項の通りとする。
 - 1) 契約期間は掛金がリック局に支払われた日の翌日からとし、1月から6月までの加入は当年の12月31日24時まで、7月から12月までの加入は翌年の12月31日24時までとする。
 - 2) 掛金は初回のみ現金でリック局に支払うものとし、以降は契約者の登録口座より引き落とし納入とする。
 - 3) 掛金は加入月からの掛金を納入するものとする。

第8条（加入者証の省略）

火災共済加入者証は、契約内容確定通知に代えることができる。ただし、質権設定者および特に交付を申請した者に交付する。

第9条（損害の認定と共済給付金）

共済給付金は、発生原因および損害程度に応じて、1災害について1回の給付とし、別に定める給付基準に基づき給付する。

1. 火災または火災災害に準じた災害による損害は、給付基準1に基づき給付する。
2. 自然災害（地震災害を除く）による損害は、給付基準2に基づき給付する。
3. 地震災害による損害は、給付基準3-1に基づき給付する。ただし、地震が原因で火災となった場合は、被害程度に応じて給付基準3-2を適用する。
4. 床上浸水災害については、給付基準4に基づき給付する。
5. 前1. 2. 3項の災害については、共済給付金とは別に臨時費用給付金を、給付基準5に基づき給付する。
6. 付帯設備の給付は前1. 2. 3項に準じて、共済金を給付基準6に基づき給付する。
7. 地震および噴火など継続性のある災害は、公的機関がその災害の終息宣言をするまで1災害として取扱い給付する。

第10条（複合災害の取扱）

同一の災害によって2種以上の給付事由が生じた場合は、災害程度の高い方を適用する。

第11条（修復報告の提出）

共済金の受取人は共済金の給付を受けた後、被害箇所の修復についてリック局に報告しなければならない。ただし、全焼・全壊および床上浸水被害については除く。

第12条（共済金の給付制限の内容）

規則第27条（共済金の給付制限）に定める大規模な自然災害が発生したとき、共済金の給付方法は次の各項とする。

1. 給付制限を実施した場合、全壊および全焼の家屋について1口当たり10,000円を暫定給付する。
2. 共済金は総損害が確定した後、支払い限度額を按分し給付する。ただし、暫定給付を受けたものは共済金との差額を給付する。

第13条（業務の処理）

火災共済の契約募集から共済金給付の手続きなどの業務は、リック局がその任にあたる。

第14条（共済事業の提携と運営）

1. 火災共済制度は全労済と業務を提携し運営する。リック火災共済規則ならびに細則に定め

ない事項については、全労済の規則を基に中央執行委員会で決定する。

2. 業務の運営については、共済事由発生時の現場審査・損害額の認定など一部を全労済へ委託し、提携および委託内容については別に定める。
3. 全労済との提携部分については、全労済の決算時に、余剰金が生じた場合には割戻金として還元する。

第15条（細則の改廃）

この細則の改廃は、中央委員会の議決を経て行うものとする。但し、必要な場合は中央委員会までの間について中央執行委員会の承認を得て施行することが出来る。

第16条（施行時期）

1. この細則は、1976年1月1日（昭和51年）より実施する。
2. 1978年7月1日（昭和53年）改定
3. 1985年12月10日（昭和60年）
自動車労連共済組合の創設に伴い施行された火災共済規則に基づいて、1986年1月1日（昭和61年）契約分より改定実施する。
4. 1990年1月1日（平成2年）改定
5. 1992年12月11日（平成4年）
日産労連リック事業部の創設にともない施行された、リック事業部規約に基づいて、1993年1月1日（平成5年）より改定実施する。
6. 2003年1月1日（平成15年）改定
7. 2004年1月1日（平成16年）改定
8. 2005年7月12日（平成17年）改定
（リック事業部の解散による変更）
9. 2008年1月1日（平成20年）改定
10. 2009年1月1日（平成21年）改定
11. 2011年1月1日（平成23年）改定
12. 2014年10月1日（平成26年）改定
13. 2016年1月1日（平成28年）改定